

## 利用者負担の軽減制度について

### ■介護保険高額介護サービス費受領委任払制度（大阪府）

介護保険サービスを利用したときは、利用者負担として費用の1割及び2割、3割を負担します。ただし、負担軽減するため、上限額が定められております。負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。

当施設では、予め申請をすることにより、自己負担額の上限を超える部分を支払う必要がなくなります。この場合、自己負担額の上限額を超える部分は本人に代わり市町村が国保連合会を通じ施設に直接支払います。

ただし、月途中に入所・退所した場合また大阪府以外の方には、受領委任払いすることはできません。予め、住民票所在地の市町村介護保険課にて払い戻しの手続きをする必要があります。

#### 【介護保険負担割合証の自己負担額の上限額】

被保険者の区分状況		介護保険負担上限額（月額）
非課税	① 非課税老齢福祉年金受給者（生活保護受給者は介護保険負担無）	15,000円（個人）
	② 非課税かつ本人の前年合計所得金額と公的年金収入額の合計金額が80万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
	③ 市町村民税世帯全員非課税者（上記①、②以外の方）	24,600円（世帯）
課税	④ 市区町村民税課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
	⑤ 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収1,160万円）	93,000円（世帯）
	⑥ 課税所得690万円（年収1,160万円）以上	140,100円（世帯）

\*非課税：市町村民税世帯全員非課税

### ■食費・居住費（滞在費）の特定入所者介護サービス費の支給による負担軽減制度

世帯全員非課税者	主な対象者		※預貯金額（夫婦の場合）
	第1段階	老齢福祉年金受給者（生活保護受給者は要件無し）	1000万円（2000万円）
	第2段階	年金収入額+前年合計所得金額合計が80万円以下	650万円（1650万円）
	第3段階①	年金収入額+前年合計所得金額合計が80万円超 120万円以下	550万円（1550万円）
	第3段階②	年金収入額+前年合計所得金額合計が120万円超	500万円（1500万円）

※預貯金額は負債を差し引いて、有価証券、金・銀、投資信託、現金等を含む。

		介護保険負担限度額認定証				*申請却下
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	入所	0円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	2,240円/日
	短期入所	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	2,240円/日
居住費 (滞在費)	多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	774円/日
	個室	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,728円/日

\*申請却下の場合は介護老人保健施設れいんぼう夕陽丘の設定値段になります。上記制度の詳細につきましては、各市町村介護保険課にお問い合わせ頂きますようお願い致します。